

令和 6 年 3 月 1 日

イオン健康保険組合
加入者 各位

イオン健康保険組合
常務理事 加藤 里美

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（期間延長）

令和 6 年能登半島地震により被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

被災された方々の保険医療機関での一部負担金等の取扱いについて、令和 6 年 4 月 30 日までの期間で一部負担金等の猶予及び免除をご案内しておりましたが、今般、取扱いの期間を令和 6 年 9 月 30 日まで延長いたします。

保険医療機関を受診時に、その窓口で下記「対象者の要件」に該当する旨の申し立てをしていただくことにより、医療機関の窓口における一部負担金の支払いが不要となります。

記

1. 猶予及び免除する一部負担金等の範囲

保険医療機関等での以下の一部負担金等の支払いを猶予及び免除いたします。

- ・ 一部負担金（通常 3 割負担の保険医療機関窓口での支払い）
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額
（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

2. 対象者の要件

次の（1）及び（2）のいずれにも該当する加入者であること。

- （1） 令和 6 年能登半島地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の被保険者又は被扶養者であること。
- （2） 令和 6 年能登半島地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
 - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水、又はこれに準ずる被災をされた方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※なお、医療機関等の窓口で申し立てをされた内容については、後日イオン健康保険組合より確認を行う場合があります。

※最新の災害救助法適用市町村の確認は下記、ホームページで確認できます。

内閣府HPアドレス⇒ http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

3. 取扱いの期間

令和 6（2024）年能登半島地震に係る災害救助法適用から令和 6（2024）年 9 月 30 日まで

【問合せ先】 イオン健康保険組合 TEL:043-212-6048

以上